（２）学校いじめ防止基本方針

令和４年度いじめ防止基本方針全体計画

・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法
・いじめ防止対策推進法
・福岡県いじめ防止基本方針
・八女市いじめ防止基本方針

学校教育目標

確かな学力と豊かな心を持ち、
心身共にたくましい筑南の子を育てる

重点目標

何事にも挑戦し、
主体的に考えを表現する
子どもの育成

【児童・地域の実態】
・いじめ認知件数は少ない。
・地域･保護者のいじめに対する関心は高い。
・友だちとの力関係が見られることがあり、注意が必要。

≪基本理念≫

○　いじめは、どの子にも起こり得る人権侵害であり、決して許されない行為である。
○　いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
○　いじめは、学校･家庭･地域社会など全ての関係者が一体となって取り組む問題である。

本年度の到達目標

いじめの早期発見、早期対応による解決、「未解決０」。教育相談（全児童）の完全実施。

未然防止

○人権教育の充実
○道徳教育の充実
○体験活動の充実
○「わかる授業」の実践
○情報モラル等の研修
○保護者・地域との連携推進
（地域行事への積極的参加）

早期発見

○いじめ調査の実施
・いじめアンケートの実施
・保護者アンケートの実施

○教育相談週間の設定
○研修による教職員の資質向上
○いじめ・不登校対策委員会の開催

早期対応

○いじめ・不登校対策委員会の招集と迅速な組織的対応
・正確な実態把握
・指導体制・指導方針の決定
・児童への指導・支援
・保護者・関係機関との連携
（事実の共有化）

生徒指導

いじめ・不登校対策委員会

校長･教頭･教務主任・生徒指導担当・特別支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ・養護教諭

人権･同和教育

各教科　道徳　外国語活動　特別活動　総合的な学習の時間

家庭･地域との連携

学級経営

関係機関との連携